

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱

令和元年6月26日

習志野市告示第42号

改正 令和3年6月4日告示第106号

(設置)

第1条 ソーシャルインクルージョン(社会的に弱い立場にある者の意思と権利を尊重し、社会の構成員として互いに支え合うという理念をいう。)の理念に基づく市の発達支援施策を推進するため、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく発達支援施策の推進に関すること
- (2) 関係する他の組織との連携に関すること。
- (3) 習志野市ひまわり発達相談センター(以下「センター」という。)の評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) センターを利用する者等の保護者
- (2) 町会・自治会又はまちづくり会議関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい者団体の構成員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定により設置する習志野市障がい者地域共生協議会の委員
- (6) 別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令3告示106・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(センター評価部会)

第7条 協議会に、センター評価部会(以下「評価部会」という。)を置く。

2 評価部会は、センターの評価に関することについて協議する。

3 評価部会に部会長及び副部会長1人を置き、協議会の会長が部会長、副会長が副部会長を兼ねるものとする。

4 部会長は評価部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 評価部会の委員(以下「評価委員」という。)は、第3条各号に掲げる委員のうち、同条第6号に規定する委員以外の委員とする。

6 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

7 評価部会の会議は、評価委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(下部組織)

第8条 協議会に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議を置く。

(関係者の出席)

第9条 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及び評価部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年6月4日告示第106号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条第6号)

職 名
健康支援課長
障がい福祉課長
こども政策課長
こども保育課長
ひまわり発達相談センター所長
指導課長
総合教育センター所長